

福岡県内の店舗やオフィス等を改装しようとする法人、個人の皆さまへ
 ～県産木材を活用した感染防止に資するリノベーションを支援します！～
 （福岡県コロナ対応型木質リノベーション推進事業）

1 助成内容

店舗やオフィス等を対象に、県産木材を活用した感染防止に資するリノベーションに要する経費を助成します。

※ ただし、令和4年2月28日までに事業完了するものが対象となります。

2 助成対象者

福岡県感染防止宣言に基づく取組を実施する福岡県内の店舗やオフィス等において県産木材を活用した感染防止に資する改装をしようとする法人、個人

3 助成対象経費、助成額

〔補助対象〕

改装、間仕切り等の木製品導入経費

- ① 内装の木質化
- ② 木製家具の導入
- ③ 木製外構施設の設置
- ④ 外装の木質化 に係る工事請負費等

- ※ ①もしくは③を必ず実施すること
- ※ 電気・上下水道ならびに設備・躯体工事は補助対象外
- ※ 課税事業者については、消費税は対象外

〔補助率〕

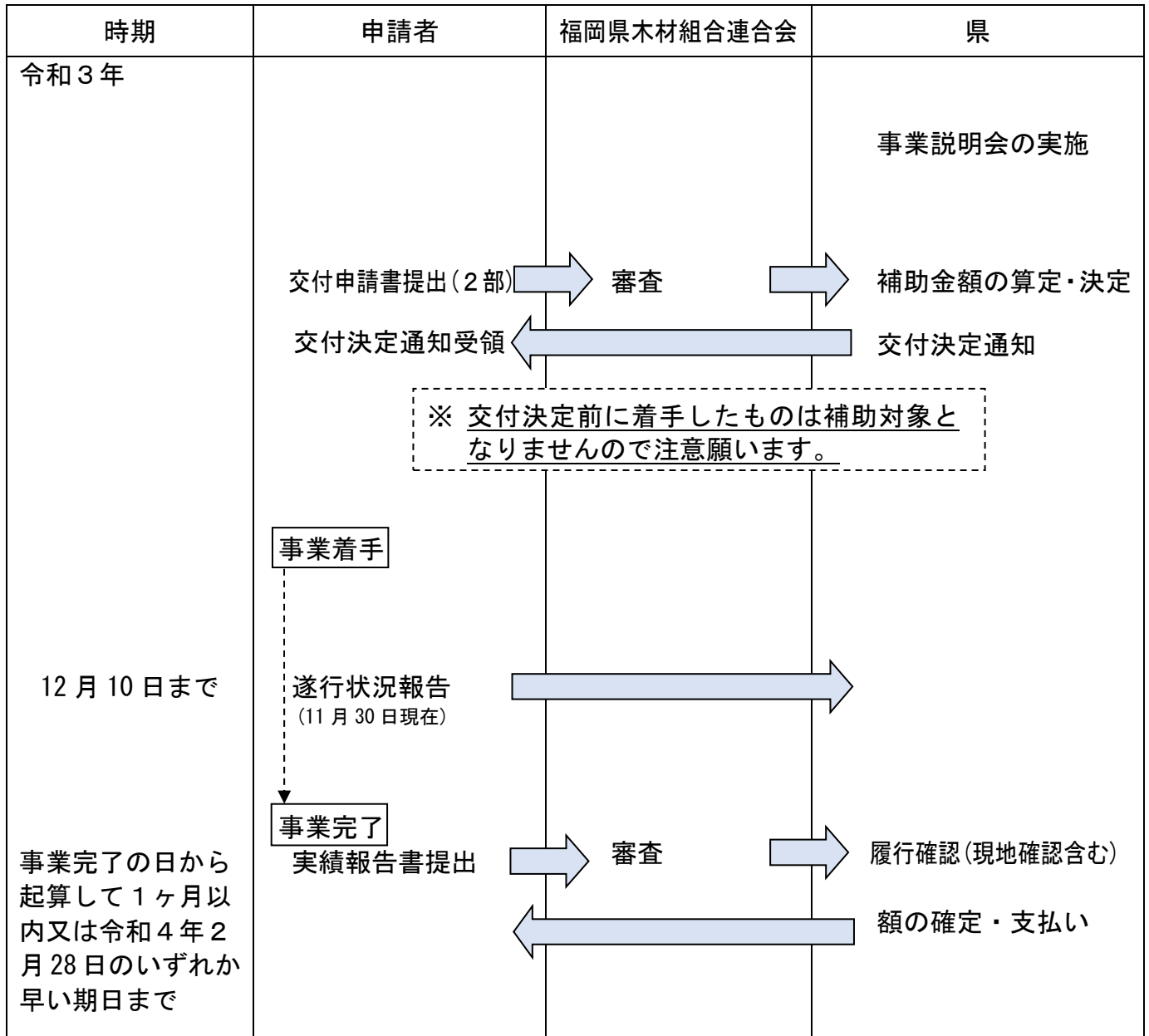
対象範囲に 50 千円/m²を乗じた金額、又は補助対象事業費に 1/2 を乗じた金額のいずれか低い金額以内

〔主な実施要件〕

| 事業区分 | 1 内装の木質化 | 2 木製家具の導入 | 3 木製外構施設の設置 | 4 外装の木質化 |
|------|--|------------------------------|---------------------------|---|
| 実施要件 | 以下の①～⑥の要件をすべて満たすこと。 ① 第2条の交付の目的に資する取組であること。 ② 業種別ガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染防止対策を行い、福岡県が取り組む「感染防止宣言ステッカー」の登録を申請及び掲示している事業者であること。 ③ 身体的距離を確保する等の新しい生活様式に配慮する改装（横並び席、間仕切り、テラス席、テイクアウト用小窓等）を実施すること。 ④ 利用者に対して、県産木材利用の旨を明示すること。 ⑤ 利用者や来訪客の目に触れる場所で県産木材による木質化を行うこと。 ⑥ 他の補助事業を併用する場合、本事業による補助対象部分を明確にして申請すること。 | | | |
| | ⑦ 床、内壁、内装天井等の仕上げ材及び木製家具において、使用する県産木材の表面積（福岡県産木材表面積）が、対象とする内装工事を実施する床面積の30%以上であること。 | ⑧ 木製家具のうち木部の表面の一部が県産木材であること。 | ⑨ 木製外構施設の表面の全てが県産木材であること。 | ⑩ テイクアウト用小窓等の、新しい生活様式に配慮する改装と一体的に木質化を行うこと。 ⑪ 外装の表面の全てが県産木材であること。 |

※ 詳細は、県ホームページに掲載の「補助金交付要綱」にてご確認ください。

4 主な手続きの流れ



※ ただし、予算が無くなり次第終了となります。

【申し込み・問い合わせ先（県が業務委託する事業者）】

- 一般社団法人 福岡県木材組合連合会
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 3-10-27
〈TEL〉 092-714-2061 〈FAX〉 092-714-2062

【県担当課】

- 福岡県 農林水産部 林業振興課 木材流通係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号（県庁5階北棟）
〈TEL〉 092-643-3549 〈FAX〉 092-643-3541
- 詳しい内容や提出様式については、以下のホームページをご覧ください。

福岡県庁ホームページ【 <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/> 】> 所属でさがす
> 農林水産部 林業振興課 > 各係のページ > 「福岡県内の店舗やオフィス等を改装しようとする法人、個人の皆様へ」